

(3) 景品表示法に基づく監視業務

勸	告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁の設置に伴い、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）が公正取引委員会から消費者庁に移管された（注）。</p> <p>なお、景品表示法違反に関する情報については、従来どおり、全国 7 か所の公正取引委員会の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室でも受け付けている。</p> <p>（注） 景品表示法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の特例法として制定されたが、消費者庁への移管に伴い、一般法となった。また、景品表示法第 1 条（目的）も、「公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護すること」から、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」に改められた。さらに、同法第 6 条に規定されている不当表示を行った事業者に対する「排除命令」は、「措置命令」に名称が変更された。</p> <p>景品表示法では、一般消費者の利益を保護するため、事業者が自己の供給する商品又は役務（サービス）の取引において、一般消費者に対し、品質、規格その他の内容に係る優良誤認表示、価格その他の取引条件に係る有利誤認表示及び内閣総理大臣が指定する不当表示（以下これらを総称して単に「不当表示」という。）を行うことを禁止している（第 4 条第 1 項）。</p> <p>不当表示の内容は、表 9 のとおりである。</p>		<p>表 1-(3)-①</p>
<p>表 9 景品表示法における不当表示の内容</p>		
<p>区分</p>	<p>不当表示の内容</p>	
<p>優良誤認表示の禁止 （景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号）</p>	<p>事業者が、自己の供給する商品又は役務（サービス）の取引において、品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、i）実際のものよりも著しく優良であると示す表示、又は ii）同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものを禁止している。</p> <p>具体的には、商品又は役務（サービス）の品質を、実際よりも優れていると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品又は役務（サービス）よりも特に優れているわけではないのに、あたかも優れているかのように偽って宣伝する行為が優良誤認表示に該当する。</p>	
<p>有利誤認表示の禁止 （景品表示法第 4 条第 1 項第 2 号）</p>	<p>事業者が、自己の供給する商品又は役務（サービス）の取引において、価格その他の取引条件について、i）実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示、又は ii）当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものを禁止している。</p> <p>具体的には、商品又は役務（サービス）の取引条件について、実際よりも有利であると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品又は役務（サービス）よりも特に安いわけでもないのに、あたかも著しく安いかに偽って宣伝する行為が有利誤認表示に該当する。</p>	
<p>内閣総理大臣が指定する不当表示の禁止 （景品表示法第 4 条第 1 項第 3 号）</p>	<p>上記のほか、商品又は役務（サービス）の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて、内閣総理大臣が指定するものを禁止している。</p>	
<p>（注）公正取引委員会提出の資料に基づき当省が作成した。</p>		

消費者庁は、不当表示の疑いがある情報を把握し、必要な調査等を行った結果、当該表示が不当表示に該当する場合、景品表示法第6条の規定に基づき、「当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。」とされている（以下項目1(3)において「措置命令」という。）。

また、措置命令の要件を満たさない場合であっても、景品表示法の規定に違反するおそれのある事実が認められた場合には、当該事業者に対し、文書による「警告」を行い、違反するおそれのある具体的な事実は認められないが、違反につながるおそれのある行為があった場合には、未然防止を図る観点から、口頭による「注意」を行うこととしている。

なお、公正取引委員会の地方事務所等においても、不当表示の疑いがある情報を把握した場合は、消費者庁に報告し、必要な調査等を行うこととしている。

【調査結果】

景品表示法により禁止される不当表示については、パンフレットやテレビ広告も対象となるなど、違反となる行為が幅広く定められている。このため、食品については、同一の行為が、景品表示法のほか、JAS法、食品衛生法等の違反にも該当する場合があります（注1）。

このことから、消費者庁は、景品表示法関係の業務に占める食品表示案件のデータを分析し、その結果を踏まえて、食品表示の適正化に向けた監視業務に取り組むとともに、その情報を食品表示に係る他の行政機関に提供することが、一般消費者の利益の保護の観点から重要であると考えられる。

今回、景品表示法を所管していた公正取引委員会の事務総局経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室（関東甲信越地方を管轄）並びに地方事務所（北海道、東北、中部、近畿中国四国及び九州）及び2支所（中国及び四国）における一般消費者等からの申告の受付状況、職権探知の実施状況、消費者モニターからの情報の受理状況、不当表示等を行った事業者に対する排除命令（現在は「措置命令」）、警告又は注意による措置状況及びこれらの関係業務に占める食品表示案件の実態を調査した。

その結果によると、公正取引委員会は、景品表示法の被疑が推認できる情報等に接すると、当該情報の内容及びこれに対する措置結果について、「景品表示法違反事件システム」（注2）に入力しているものの、「景品表示法は食品のみならず、商品・サービスの品質や価格全般の不当表示を規制の対象としている」等を理由に、食品表示案件の件数を把握し、整理していなかった。

このため、食品表示に関する案件がどの程度あり、その経年変化がどのような傾向となっているか等の分析を行い、その結果について食品表示に係る他の行政機関と情報を共有する取組は行われていなかった。

一方、公正取引委員会は、平成16年度から20年度（7月まで）の食品表示案件数のうち、「措置命令」及び「警告」に係るものは明らかにしているものの「注意」の食品表示案件数については、「注意は、景品表示法上の違反要件である「著しく優良」、「著しく有利」に当たらない場合でも、違反の未然防止のために行うことから、ある業種について注意の件数が多かったからといって、当該業種において現に問題のある表示

表1-(3)-②

表1-(3)-③

表1-(3)-④

が多数なされていたことを意味するものではない。」などとして、当該食品表示案件数の公表を行っていない。

(注1) 景品表示法は、何らかの事項を表示させる規制(事前規制)を定める法律ではなく、表示の内容が不当なものであるか否かを判断して規制する(事後規制)ものであり、食品のみならずあらゆる分野の商品や役務(サービス)を対象としている。

(注2) 景品表示法違反事件システムは、事業者名、商品・役務(サービス)等のキーワードから、ある程度、食品に関する案件の検索が可能となっているが、すべての食品表示案件について、直ちに検索し、表示できるものとはなっていない。

【所見】

したがって、消費者庁は、食品表示に対する信頼回復に向けて、行政の透明性の向上を図る観点から、景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整理するとともに、その分析・公表を行い、関係機関との情報の共有を推進すること。

表 1-(3)-① 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）

（下線部分は改正部分）

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>（不当な表示の禁止）</p> <p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、<u>次の各号に掲げる表示をしてはならない。</u></p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す<u>ことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</u></p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される<u>ため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</u></p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、<u>公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの</u></p> <p>2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、<u>第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</u></p> <p>（排除命令）</p> <p>第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、<u>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</u></p> <p>（不当な表示の禁止）</p> <p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、<u>不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</u></p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、<u>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</u></p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、<u>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</u></p> <p>2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、<u>第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</u></p> <p>（措置命令）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、<u>次に掲げる者に対し、することができる。</u></p> <p>一 <u>当該違反行為をした事業者</u></p> <p>二 <u>当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人</u></p> <p>三 <u>当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人</u></p>

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>2・3 （略）</p> <p>（報告の徴収及び立入検査等）</p> <p>第九条 都道府県知事は、<u>第七条の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、<u>第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、<u>第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ</u></p>	<p>四 <u>当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</u></p> <p>（報告の徴収及び立入検査等）</p> <p>第九条 内閣総理大臣は、<u>第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 都道府県知事は、<u>第七条の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。</p> <p>3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十五条 <u>第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、<u>次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</u></p> <p>一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑</p> <p>2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、<u>次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ</u></p>

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>か、その団体に対しても、<u>各本条の罰金刑</u>を科する。</p> <p>3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。</p>	<p>か、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p><u>一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑</u> <u>二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑</u></p> <p>3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（<u>昭和二十三年法律第百三十一号</u>）の規定を準用する。</p> <p><u>（罰則）</u> 第十九条 第十五条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。</p> <p><u>（罰則）</u> 第二十条 1 第十五条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。 2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。</p>

表 1-(3)-② 公正取引委員会による申告の受付及び職権探知の実績

(単位：件)

年度	申告	職権探知	
		うち表示に関するもの	うち食品に関するもの
平成 16	1,098		238
17	1,035		254
18	1,874	非公表	255
19	1,549		305
20 (7月まで)	642		90

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表の実績は、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁設置前に景品表示法を所管していた公正取引委員会における実績である。
 3 「うち表示に関するもの」欄及び「うち食品に関するもの」欄の実績については、公正取引委員会は「景品表示法は業種横断的な法律であり、食品に関する表示を抽出する必要がない。」との理由により、非公表としている。

表 1-(3)-③ 公正取引委員会の消費者モニターによる報告状況

(単位：件)

年度	平成 16	17	18	19	20 (7月まで)
表示関係	718	846	758	1,188	403
うち食品表示の疑義情報に関する報告	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表の実績は、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁設置前に景品表示法を所管していた公正取引委員会における実績である。
 3 消費者モニター制度は、景品表示法等の施行の的確な運用に資するため、消費者としての体験、見聞等の報告その他公正取引委員会の業務に協力を求めるもので、昭和 39 年度から実施されている。平成 16 年度以降、全国で約 1,100 人委嘱されており、17 年度からは、消費者モニターのうち 200 人を「消費者取引適正化推進員」として、景品表示法等に違反する疑いのある行為に対する情報収集について協力を求めている。
 4 「うち食品表示の疑義情報に関する報告」欄については、公正取引委員会は「景品表示法は業種横断的な法律であり、食品に関する表示を抽出する必要がない。」との理由により、非公表としている。

表 1-(3)-④ 公正取引委員会による不当表示（表示事件）に対する排除命令、警告及び注意の実績

(単位：件)

調査対象機関等	年度	平成 16			17			18			19			20（7月まで）		
		排除命令	警告	注意	排除命令	警告	注意	排除命令	警告	注意	排除命令	警告	注意	排除命令	警告	注意
事務総局		11	5	260	20	25	212	19	7	257	37	7	212	17	2	92
	食品関係	5	2	非公表	11	2	非公表	5	0	非公表	5	1	非公表	4	0	非公表
北海道事務所		2	1	52	0	1	53	2	0	31	0	4	25	0	0	15
	食品関係	2	0	非公表	0	0	非公表	1	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表
東北事務所		1	1	26	1	1	24	1	0	21	0	1	31	0	0	5
	食品関係	1	1	非公表	0	0	非公表	1	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表
中部事務所		0	3	58	5	1	36	0	0	83	9	1	35	0	0	18
	食品関係	0	1	非公表	4	1	非公表	0	0	非公表	0	1	非公表	0	0	非公表
近畿中国四国事務所		1	3	117	1	1	84	4	0	77	2	1	81	2	0	24
	食品関係	0	1	非公表	1	7	非公表	1	0	非公表	1	1	非公表	1	0	非公表
中国支所		2	0	33	0	1	38	3	0	35	0	1	26	0	0	3
	食品関係	1	0	非公表	0	1	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表
四国支所		1	2	23	0	0	12	0	0	23	0	0	16	0	0	2
	食品関係	1	1	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表
九州事務所		0	1	70	1	6	58	3	0	58	7	4	49	0	0	14
	食品関係	0	0	非公表	0	0	非公表	1	0	非公表	0	1	非公表	0	0	非公表
内閣府沖縄総合事務局		3	5	11	0	0	15	0	0	11	1	0	7	0	0	3
	食品関係	0	5	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表	0	0	非公表
合 計		21	21	650	28	36	532	32	7	596	56	19	482	19	2	176
	食品関係	10	11	非公表	16	11	非公表	9	0	非公表	6	4	非公表	5	0	非公表

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の実績は、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁設置前に景品表示法を所管していた公正取引委員会における実績である。

3 「注意」欄の「食品関係」欄の実績については、公正取引委員会は「注意は、景品表示法上の違反要件である「著しく優良」、「著しく有利」に当たらない場合でも、違反の未然防止のために行うことから、ある業種について注意の件数が多かったからといって、当該業種において現に問題のある表示が多数なされていたことを意味するものではない。」との理由により、非公表としている。

4 平成 16 年 4 月から 20 年 7 月までの「排除命令」欄及び「警告」欄のうちの「食品関係」欄の実績は、当省の調査の結果、判明したものである。